

令和 7 年度

国民健康保険料（統一保険料）について

令和7年度 府内統一保険料

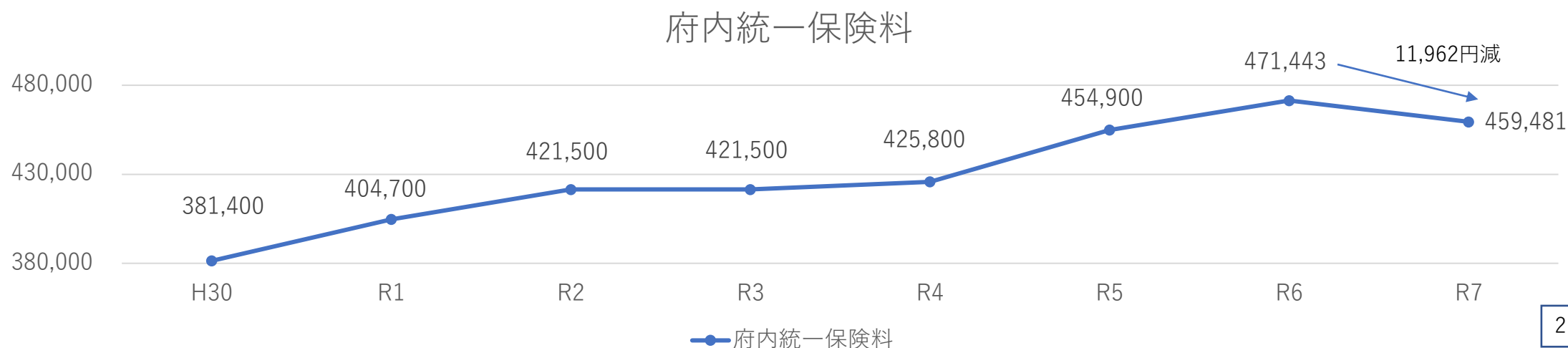
- ・ 府内統一保険料

国民健康保険料は令和6年度から府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となったところですが、令和7年1月10日に大阪府市町村国民健康保険主管課長会議が開催され、令和7年度の府内統一保険料率が示されました。

令和7年度 府内統一保険料

モデルケース保険料（所得210万円、4人世帯）

	医療分			後期分			介護分		保険料 (円)	前年度と の差
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)		
R7	9.30	34,424	33,574	3.02	11,034	10,761	2.56	18,784	459,481	▲11,962
R6	9.56	35,040	34,803	3.12	11,167	11,091	2.64	19,389	471,443	—



令和7年度の保険料

【世帯構成別で割合が高い構成（概算数値）】

（全世帯数 30,887世帯）

世帯構成	世帯数 (割合)	令和6年度	令和7年度	増減額	1期当たり
所得なし、1人世帯	12,889世帯 (約41.7%)	33,445円	32,572円	▲873円	約87円減
所得60万円、1人世帯	2,786世帯 (約9.0%)	81,788円	79,584円	▲2,204円	約220円減
所得110万円、1人世帯	2,178世帯 (約7.1%)	214,134円	208,273円	▲2,861円	約286円減
所得210万円、1人世帯	2,182世帯 (約7.1%)	367,334円	357,073円	▲10,261円	約1,026円減
所得なし、2人世帯	1,878世帯 (約6.1%)	53,124円	51,844円	▲1,280円	約128円減

（計 約71%）

【参考】

賦課限度額世帯	89世帯 (約0.3%)	1,040,000円	1,060,000円	20,000円	2,000円増
---------	-----------------	------------	------------	---------	---------

市に影響する保険料抑制

①事業費納付金を通じた仕組み（令和6～8年度）

大阪府が1人当たりの額（単価）と、本市の被保険者数を掛けた額を算出し、事業費納付金として納める（前年度黒字額を財源とする）。

$$\begin{array}{rcll} \text{令和7年度 納付額} & @680\text{円} & \times & 39,998\text{人} = \text{2,719万9千円} \\ & & & \text{(府提示の令和7年度被保険者数)} \end{array}$$

②府交付金の財源配分等の見直し

大阪府から交付されていた府繰入金（2号分）のみ、保険料抑制財源に活用する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保険者努力支援分	1億3,015万6千円	国交付金約5,000万円 全額を府へ納付	約1億円（予定）が交付 （府への納付金はなし）
府繰入金（2号分）	8,597万4千円	統一保険料抑制に全額活用するため交付されない	

府の剰余金等の活用による保険料抑制

③府国保特会の剰余金及びインセンティブ財源の活用

令和5年度 府国保特会決算 約144億円の黒字

⇒約半分の**66億円を保険料抑制財源に活用**

保険料完全統一による、国から府へのインセンティブ

⇒**約15億円についても全額を保険料抑制財源に活用**

国民健康保険条例の改正内容 (3月市議会定例会)

- 法定軽減の基準額に係る法施行令が改正される予定です。
これに伴い、市国民健康保険条例の改正が必要です。

【基準額（A）の額】

法定軽減	改正前	改正後
5割軽減	29.5万円	30.5万円
2割軽減	54.5万円	56.0万円

(軽減判定所得計算)

【基礎控除43万円】 + 【(A) × 被保険者数】 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】

今後のスケジュール

- 市国保運営協議会 1/31（金）
- 3月市議会定例会 2月下旬～3月
- 令和7年度国民健康保険料告示 4 / 1（火）
- 令和7年度当初賦課決定通知書 6月中旬